

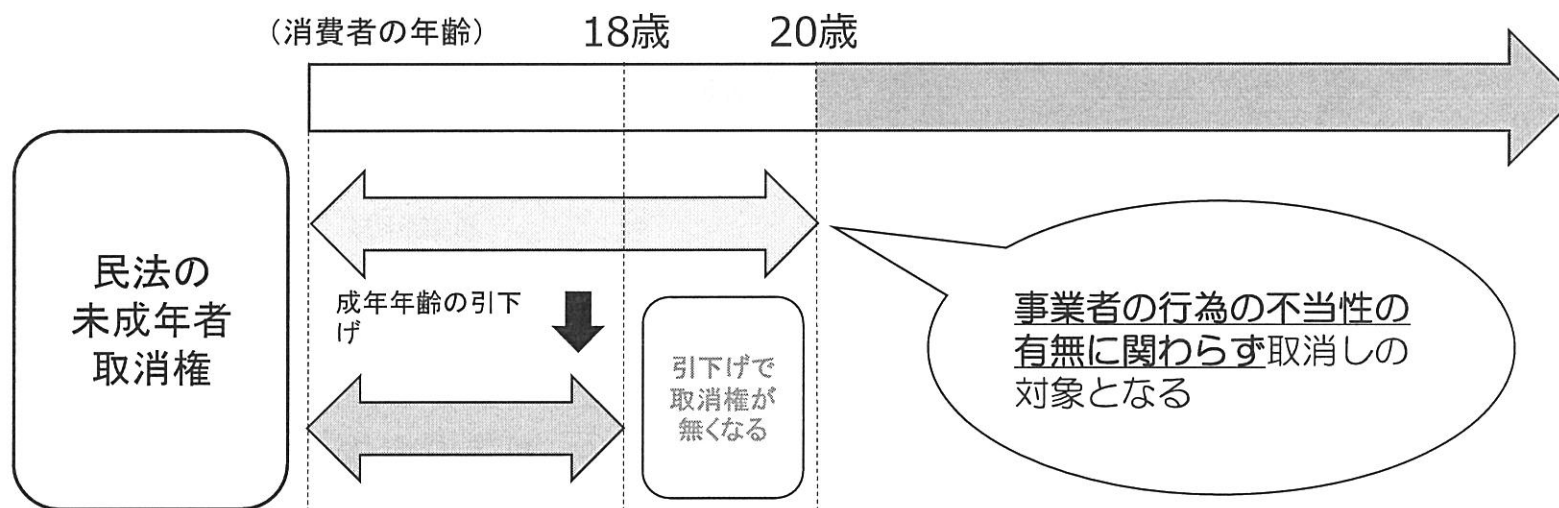
成年年齢の引下げと若年者への消費者教育

- 2022年4月1日より、民法上の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18歳から自分の責任で契約を行うことができるようになる。
- こうした中で、若者等を狙った悪質商法の被害防止が必要。

定期購入
健康食品、ダイエットサプリ等

美容医療
施術によるトラブル

もうけ話
情報商材、マルチ商法、
暗号資産等



「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンの実施結果について

(2018年年度から2020年度は、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」として実施)

1. 全国の高等学校等における「社会への扉」等を活用した実践的な授業の実施

○2021年度の高等学校等での実践的な授業実績

各都道府県の努力により、前年度を上回る

・高等学校等数でみた実績

2018年度	⇒	2019年度	⇒	2020年度	⇒	2021年度	
38%(1/3程度)		67%(2/3程度)		86%		<u>91%</u>	
		うち、国公立	79%	うち、国公立	95%	うち、国公立	98%
		私立	43%	私立	65%	私立	75%
		特別支援学校	55%	特別支援学校	81%	特別支援学校	88%

・都道府県数でみた実績(詳細は別表参照)

	2018年度	⇒	2019年度	⇒	2020年度	⇒	2021年度
域内の全高等学校等で実施	1		1		2		5
域内の70%以上の高等学校等で実施	6		28		45		47

※目標(全ての高等学校等で実施した都道府県数)

2018年度:8都道府県 ⇒ 2019年度:25都道府県 ⇒ 2020年度:47都道府県

○今後の対応方針

本年3月に文部科学省、法務省、金融庁と決定した「成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針ー消費者教育の実践・定着プランー」に基づき、

- ・ 私立高等学校、特別支援学校向けに外部講師を活用した出前講座を実施
- ・ 経済団体や金融関係団体に対して、従業員等への消費者教育や情報提供を依頼
- ・ 成年年齢引下げに関する地方公共団体や団体等の取組を発表する機会を創設

2. 消費者教育コーディネーターの育成・配置

○消費者教育コーディネーターの配置都道府県数

2017年4月:16 ⇒ 2018年4月:19 ⇒ 2019年4月:26 ⇒ 2020年4月:34 ⇒ **2021年4月:40**

※目標

2018年度:17都道府県 ⇒ 2019年度:30都道府県 ⇒ 2020年度:47都道府県

(参考)別表(2021年度における「社会への扉」等の活用実績)

(表1)2021年度における「社会への扉」等の活用実績

消費者教育教材活用校／域内の高等学校等数	都道府県の数	
	2020年度末実績	2021年度末実績
90%以上	27	36
80%以上～90%未満	12	9
70%以上～80%未満	6	2
60%以上～70%未満	2	—
50%以上～60%未満	—	—
50%未満	—	—
合計	47	47

(表2)学校種別における活用実績

消費者教育教材活用校 ／域内の高等学校等数	国公立高等学校等		私立高等学校等		特別支援学校		高等専門学校	
	2020年度末 実績	2021年度末 実績	2020年度 末実績	2021年度 末実績	2020年度 末実績	2021年度 末実績	2020年度 末実績	2021年度 末実績
90%以上	41	45	14	19	18	29	26	29
80%以上～90%未満	4	2	7	10	13	11	—	—
70%以上～80%未満	2	—	5	7	8	3	1	1
60%以上～70%未満	—	—	8	5	3	3	2	3
50%以上～60%未満	—	—	6	4	1	—	4	1
50%未満	—	—	7	2	4	1	9	8
合計	47	47	47	47	47	47	42(※)	42(※)

※ 高等専門学校がないため集計対象としていない県がある。

成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針

－消費者教育の実践・定着プラン－

(令和4年3月31日 若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定)

成年年齢引下げ後の若年者に対する消費者教育は、高等学校段階のみならず、社会人も含めた若年者への切れ目のない消費者教育へと進展させ、消費者被害の状況等も踏まえつつ、成年年齢引下げ後の消費者教育の実践・定着に向けて関係4省庁が連携し、若年者への消費者教育に取り組む。 ※2022年度以降3年間の計画

消費者庁

法務省

文部科学省

金融庁

4省庁が連携して成年年齢引下げ後の消費者教育の実践・定着に向けた取組を推進

I 実践的な取組の推進・環境整備

1. 学校等における消費者教育の推進

(1) 高等学校等における消費者教育の推進

- 学習指導要領の趣旨の周知・徹底
- 実践的な消費者教育等の推進
- 教員の養成・研修の推進 等

(2) 大学等における消費者教育の推進

- 消費生活センター等と連携、実務経験者の活用の促進
- 学生に対する消費者被害防止に向けた指導
- 金融経済教育講座の実施 等

(3) 事業者等における若年者向け消費者教育の推進

- 新人研修等を活用した消費者教育の促進 等

2. 若年者に対する広報・啓発 (注意喚起・情報発信等)

- 若年者の消費生活相談の状況等を踏まえた注意喚起
- 若年者が社会の一員として相互に情報共有する活動の推進
- 成人式、入学時ガイダンス等を活用した情報発信
- シンポジウム等を活用した啓発
- SNS等を活用した情報発信 等

3. 若年者を支える社会的な環境の整備

- 消費者ホットライン188の周知広報
- 若年者が相談しやすい体制整備及び周知
- 親世代を含めた若年者周辺の人への啓発・情報発信 等

II コンテンツの充実・活用の促進

- 動画、教材等のSNS、ウェブサイト・ポータルサイト等を通じ活用促進 等

III 進捗状況のフォローアップと推進方針の見直し

- 各施策の進捗状況を毎年度フォローアップ
- 進捗状況や社会経済情勢を踏まえ、必要に応じ見直し 等